

Workforce Management Newsletter

労務関連ニュースレター

September 2026

In brief

2026 年 10 月よりパートタイム・有期雇用労働法施行規則(令和 8 年厚生労働省令第 87 号)および同一労働同一賃金ガイドライン(令和 8 年厚生労働省告示第 203 号)¹が改正・施行されます。

本改正に伴い、改正後の同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえたパートタイム・有期雇用労働者の処遇の点検・見直しと、労働条件通知書への明示事項の追加・改定が必要となります。

In detail

1. 同一労働同一賃金ガイドラインの改正

パートタイム・有期雇用労働法の「正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で不合理な格差を設けることの禁止(いわゆる同一労働同一賃金)」に関して、どのような待遇差が不合理なのかについての考え方や具体例を示した「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正が行われ、賞与、退職手当、各種手当(無事故手当・家族手当・住宅手当)、福利厚生施設、病気休職・休暇、夏季冬季休暇及び褒賞の取扱いについての考え方や留意点が追加されました。

パートタイム・有期雇用労働者を雇用する企業は、改正後のガイドラインを踏まえ、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間に待遇差があるかを点検し、待遇差がある場合には、各待遇の性質・目的を踏まえ、その相違が不合理なものに当たらないか検討することが必要です。

改正同一労働同一賃金ガイドラインの詳細については、以下の通達、リーフレット、Q&A、新旧対照表も併せてご参照ください。

▼通達(職発 0428 第 9 号 雇均発 0428 第 1 号 令和 8 年 4 月 28 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001696983.pdf>

¹ 厚生労働省 Web サイト

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年厚生労働省令第 87 号)」(令和 8 年 4 月 28 日公布)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001696904.pdf>

「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の一部を改正する件(令和 8 年厚生労働省告示第 203 号)」(令和 8 年 4 月 28 日公布)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001695910.pdf>

▼厚生労働省リーフレット「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698010.pdf>

▼同一労働同一賃金ガイドライン及び雇用管理指針に関する Q&A(令和 8 年改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001716915.pdf>

▼同一労働同一賃金ガイドライン新旧対照表

<https://www.mhlw.go.jp/content/001695906.pdf>

2. 労働条件通知書への明示事項(待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨)の追加

パートタイム・有期雇用労働法施行規則の改正が行われ、パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れる際の明示事項として、「通常の労働者との間の待遇の相違の内容および理由などについて、説明を求めることができる旨」が追加されました。具体的には、2026 年 10 月以降にパートタイム・有期雇用労働者を新たに雇い入れる場合または労働契約を更新する場合は、上記の事項を記載した労働条件通知書を対象者に交付する必要があります。

なお、厚生労働省より改正内容を反映したモデル労働条件通知書も公表されていますので、こちらも併せてご参照ください。

▼モデル労働条件通知書

<https://www.mhlw.go.jp/content/001696984.pdf>

The takeaway

今回の改正では、特に「同一労働同一賃金ガイドライン」の見直しの範囲が広く、実務への影響も大きいものとなっておりますので、点検・見直しが完了していない場合は早急な対応が必要です。

PwC 社会保険労務士法人では、現行の待遇差の点検および法的観点からの確認、就業規則・賃金規程等の改訂、待遇差の説明資料の作成など、「同一労働同一賃金ガイドライン」への対応や労働条件通知書の改定について幅広い支援が可能です。ご対応にあたってお困りの点がございましたら、お気軽にご相談ください。

当法人のサービスの詳細につきましては、以下 Web サイトもご確認ください。

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

シニアマネージャー

岩岡 学

マネージャー

河 弥生

シニアアソシエイト

中村 幸司

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

PwC 社会保険労務士法人は、PwC Japan グループのメンバーファームと連携し、外資系企業、日系上場企業、中堅企業など多様なクライアントに対して、日英バイリンガルでの対応を含め、ワンストップで包括的な支援を提供しています。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Labor and Social Security Attorney Corporation. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.